

## NPO 法人 NEXTEP

### 契約に関する規程

1 条 この規程は NPO 法人 NEXTEP における契約手続きについて定める。

2 条 契約の種類は、入札による契約と随意契約の 2 種類とする。契約の相手方を決定したときは契約書を作成する。ただし、契約額が 100 万円を超えない場合等は契約書の作成を省略して差し支えない。

3 条 契約の取引額に応じた下表の手続きを行う。

取引額	手続き
30 万円以上	2 社以上の見積り合せ
300 万円以上	3 社以上の見積り合せ
1000 万円以上	3 社以上の指名競争入札、一般競争入札
1 億円以上	10 社以上の指名競争入札、一般競争入札

4 条 合理的な理由により、競争入札にすることが適当でないと認められる場合においては、2 条に関わらず随意契約によることができる。例「電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事。災害発生時の応急工事、物品購入等」

5 条 競争入札にあたっては理事 3 名以上、監事 1 名以上の立ち会いの上実施すること。

#### 附則

この規程を 2019 年 1 月 1 日から施行する。